

件名：新型コロナワクチン接種事業（ヤンセンのワクチンに関する取扱いの変更）

【ポイント】

●日本国内でヤンセンのワクチンが薬事承認されたことを踏まえ、6月24日より、ヤンセンのワクチンに関する取扱いが変更されております。

【本文】

日本国内でヤンセンのワクチンが薬事承認されたことを踏まえ、6月24日より、ヤンセンのワクチンに関する取扱いが変更されております。概要については以下のとおりです。

1 6月24日時点で、本事業における1回目接種を予約している場合

6月24日時点で予約している接種は、3回目接種相当として接種が可能で  
す（注：この接種後に追加の接種を受けることは認められません）。なお、予約  
枠の変更は不要です。

ただし、予約日が、ヤンセンの接種から「5か月以上」（ファイザーを予約し  
ている場合）又は「6か月以上」（ノババックスを予約している場合）経過して  
いない場合は、予約日を変更する必要があります（変更せずに来場した場合、接  
種を受けられません）。

2 6月24日時点で、本事業における2回目接種又は追加接種（3回目接種）  
を予約している場合

ヤンセンを1回接種した後、ファイザー、モデルナ又はノババックスを1回以  
上接種している場合は、追加接種（3回目接種）が完了した扱いとなるため、本  
事業で追加の接種を受けることはできず、予約をキャンセルする必要があります  
（キャンセルせずに来場した場合、接種を受けられません）。

ただし、過去に、ヤンセンを1回接種した後、ファイザー、モデルナ又はノバ  
バックスを接種していない場合は、3回目接種相当として接種を受けることが  
可能です。

3 ヤンセンのワクチンの詳細については、以下のHPをご確認下さい。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

4 本事業によりワクチンの接種を希望される場合には、日本入国時の水際対  
策として実施している待機措置の状況にも留意しつつ、接種間隔を考慮して渡  
航計画を立てた上で予約することをお勧めいたします。

●在レバノン日本国大使館

代表電話番号：+961-(0)1-989751~3

領事直通：+961-(0)1-989856/01-989855

領事携帯：+961-(0)3-366018/03-345977

領事緊急：+961-(0)3-362540

F A X 番号：+961-(0)1-989754

※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の届出、又はたびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。